

平成30年

第2回東栄町議会臨時会

会議録

平成30年3月26日(月)

平成30年第2回東栄町議会臨時会 会議録

招集年月日 平成30年3月26日(月) 開会 午前10時00分
閉会 午前10時35分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (10名)

<u>1番 伊藤久代</u>	<u>2番 原田安生</u>
<u>3番 村本敏美</u>	<u>4番 森田昭夫</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 山本典式</u>
<u>7番 峯田明</u>	<u>8番 柴田吉夫</u>
<u>9番 伊藤紋次</u>	<u>10番 伊藤芳孝</u>

不応招議員 なし

出席議員

<u>1番 伊藤久代</u>	<u>2番 原田安生</u>
<u>3番 村本敏美</u>	<u>5番 加藤彰男</u>
<u>6番 山本典式</u>	<u>7番 峯田明</u>
<u>8番 柴田吉夫</u>	<u>9番 伊藤紋次</u>
<u>10番 伊藤芳孝</u>	

欠席議員 4番 森田昭夫

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	平松伸一	総務課長	長野好孝
税務会計課長	前知忠和	振興課長	伊藤明博
地域支援課長	加藤文一	住民福祉課長	原田英一
経済課長	金田新也	事業課長	伊藤久司
教育課長	内藤敏行		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 栗嶋賢司 書記 加藤寿基

出席議員の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第40号 東栄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正する条例の一部改正について

日程第4 議案第41号 平成29年度東栄町一般会計補正予算(第12号)について

----- 開 会 -----

議長(伊藤芳孝君)

ただ今の出席議員数は9名でございます。欠席議員は、4番 森田昭夫君です。定足数に達していますので、ただいまから『平成30年度第2回東栄町臨時議会』を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にご配布を申し上げてあるとおりでございます。

----- 会議録署名議員の指名 -----

議長(伊藤芳孝君)

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。会議録署名議員は会議規則第123条の規定により5番 加藤彰男君、9番 伊藤紋次君の2名を指名します。

----- 会期の決定 -----

議長(伊藤芳孝君)

日程第2、『会期の決定』を議題と致します。お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日限りといたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤芳孝君)

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日限りといたします。

----- 議案第40号 -----

議長(伊藤芳孝君)

日程第3、議案第40号『東栄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について』の件を議題と致します。執行部の説明を求めます。

(「議長、総務課長」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい、総務課長。

総務課長（長野好孝君）

議案第 40 号 東栄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について。東栄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成 30 年 3 月 26 日提出、東栄町長 村上孝治。

東栄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。1 枚めくっていただいて新旧対照表をご覧ください。医師の月額を 200 万円以内から 250 万円以内に改めるものであります。

戻っていただきまして附則であります。施行期日 第 1 項 この条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。準備行為 第 2 項 この条例に基づく東栄町特別職の職員で非常勤のものの任用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由 この案を提出するのは、東栄病院の公営化に伴い、特別職の職員で非常勤のものの報酬を定める必要があるからであります。以上です。

議長（伊藤芳孝君）

議案第 40 号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、5 番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、5 番。

5 番（加藤彰男君）

2 点お伺いしたいと思います。先の定例会で上程された際に質問したんですけども、200 万円の段階での対応で近隣の自治体の方で新城・設楽・豊根を調査して、それを勘案しながら当初の 200 万円というのを提案したという説明でした。これについては、新城を含めた時の上限のマックスの金額としてこの 200 万を設定したのか、それとも新城市民病院をはじめ設楽・豊根の診療所の中のどこかのところの医師について設定をしてこれを 200 万円と提案したのか、それが 1 点目です。

それからもう 1 点目は、公営化に伴ってせせらぎ会から公営の東栄病院に移行するわけですけども、この医師報酬なり手当はせせらぎ会の段階ではどのように支給されていたのか。いわゆる直近はどうだったのか、またどういうふうに移したのか。この 2 点の説明をお願いします。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、総務課長。

総務課長（長野好孝君）

近隣の市町村との状況であります。条例を確認し 200 万円以内ということでありまして。それからせせらぎ会に入った時の定め方でありまして、以前にも申し上げましたが民間の場合にはその民間のおったときの経歴、それから 11 年前に東栄病院であった場合には東栄病院であった時から換算をして給与を算出してあります。

（「議長、5 番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、5 番。

5 番（加藤彰男君）

私の質問は、いわゆる新城から調べたんだったら最大マックスはいくらだったんですか、そして逆に言えば一番低かったのはいくらですか。そういった中でどこで 200 万円って設定したか。その幅の中でどう設定したか、それで 200 万出したっていう範囲を知りたいのと、それから当然せせらぎ会から東栄病院に移行するわけですから、前段の直近の医師報酬なり医師手当てっていうのはいくらで、それが今回月額 250 万円になるっていうここですよ。これは当然前段があって移行しているわけですからこの部分の金額を知りたいということです。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（原田英一君）

新城あるいは津具・豊根の医師の報酬については、私の方で条例は確認しておりませんので総務課の方が確認していれば後で答えていただきます。せせらぎ会につきましてはある意味では一般の団体でございますので、いくらという話は個人情報にも関わることがあると思いますので私も細かくは承知しておりませんが、今の院長が現在も理事長でございますが、年額いくらというような決め方で支給をされておるということは、理事については全てそうだとということで、宿直をやっても手当等はつかないというような話、あるいは時間外がないというような事は聞いておりますが、それ以上のことはちょっと分かりません。

（「議長、5 番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、5 番。

5 番（加藤彰男君）

3 回目最後ですけど、1 点目で当然調べたわけですから新城の医師の最高位の報酬はいくらだと、そして多分設楽・豊根の診療所の先生方はそうではないとするならば、それより低いわけですから、このゾーンをちゃんと図った上で 200 万円を出したわけじゃないですか。少なくとも初日の本会議に上程する質問に対してそう答えていたわけですから、この金額を抑えずにこの金額が出てこないというのは調べてないに等しい。調べたならマックスの金額が出て。それを言って欲しい。それで一番下の金額はいくらですかということ。

それからせせらぎ会については、民間だから個人情報に関わってくるという事で、でも現実私たちは東栄町の財源を使って医師の手当を今後 4 月 1 日以降この金額を設定するという事です。逆に言えばこれさえもその人の報酬だから個人情報になるかもしれないといってもこれは別にどの医師だということは特定されてないわけです。医師全般として報酬を設定したということです。だからそれを算出する場合に、せせらぎ会としていくら出しているか、ここが当然リンクしなくては話につながらないわけですよ。これは個人情報じゃなくて公にすべきで、今回 250 万円を出す根拠が必要だと私はそう思います。どうですか。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、総務課長。

総務課長（長野好孝君）

報酬審議会の時に図っておりますので、設楽町につきましては相手医師との交渉によって決めるそうです。新城と豊根につきましては、条例上 200 万円以内という上限となっております。以上です。

議長（伊藤芳孝君）

他よろしいですか。
（「議長、2番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、2番。

2番（原田安生君）

はい。まずこれ「非常勤のもの」というふうに見えるんですが、今の医師は常勤が一応3名であとは非常勤になるんじゃないかなとみてますが、その辺の中身、非常勤という意味、今院長たちがこれに関わってくるのかこないのか、そこをちょっと教えてください。
（「議長、町長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

まず、せせらぎ会の関係は実は私理事会に出いていませんので、ちょっとここに資料をもっておりません。あと副町長からご回答させていただきます。それから今質問がありました、今回これを出させていただくというのは当然誰かに関わるという状況です。来年から3名が常勤で努めていただくという状況で今までは交渉させていただいておりました。しかしながら院長は非常勤を選んだという状況であります。従いまして、年額の中で交渉をずっとしてきました。あとの2名については、いわゆる公務員扱いの給料の中で対応させていただく、これは当然今まで個別面談をやってきましたのでそういう状況です。従いまして、今回は月額200万円以内という状況でありましたが、これが最終的に納得いただけないという状況であります。従いまして、月額250万円以内の中で再度今日ご決議いただければ先生と再度交渉にあたるという状況になっておりますので、この辺のところもご理解いただきたいと思います。以上です。
（「議長、副町長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

さきほどのせせらぎ会のことですが、私も理事でありますので理事会の中ということでありますので、一応最高の報酬としては190万円だったと思っております。ですからそういう中では200万円は範囲の中に入っていたという事ですね。
（「議長、2番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、2番。

2番（原田安生君）

何とか解けてきましたが、非常勤の方を選んだということでちょっと考え方が良く分からんなど思うんですけども、そのなかで私がどうのこうのいう事はないんですが、そういう内容であれば致し方ないのかなというようなことですが、先ほども5番議員の質問にあったように北設・新城に限らず通常の病院の全体的なもので、ちょっとはデータというものは見ているのかどうか。実際は200万円以下で確かやっとするもので、別にこれをそんなに必要はあるのかなとは思ったんですが、結局はどういうふうな考え方なのかよく分からんけども、他の病院の情報っていうのはきっと先生方は耳には入れておるとは思うんですけども、結構そういう状

況があるのか。その辺少しは周り、医療機関が大きい市民病院とか少しは分かって見えるのか。
（「議長、町長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

個人情報もありますので、先ほど言いましたように当然公務員の医師となれば条例で定めま
すので当然医師の給与表というのがどこにもあります。それに準じてやりますので、私どももそ
ういう状況の中で今まで交渉してきました。しかしながら、先ほどお話ししたように先生にはお
考えがある状況の中で非常勤を選択されたという状況であります。この辺のところが違うんで
すね。今民間の中で先ほど住民福祉課長が答えましたように年収の中で全てやっていますので、
手当の分はそこから出ないわけです。例えば夜勤手当・休日手当を含めて、そういう状況を結
局公務員の医師との積み上げ方が全然違うわけです。2番議員さんも理事やっておられますの
でそういう状況の中をご存知だと思いますが、役員報酬と言う形で年額を保障されとるとい
うような状況です。それを今回も先生は選んだということでございますのでお願いしたいと思
います。それからもう1つはさきほどお話ししたように200万円以内という状況が妥当かどうかと
いう、まあこれは妥当という判断の中で報酬審議会も答申をいただきました。私どももこの状
況を確認しながらきました。さきほど副町長がお話ししたように、月額190万円でしたので当然
今現在の年収に考えていただければ2,200万円となる状況であると思っております。従いまし
て200万円という状況の中で、今回年額を一杯で出せば2,400万円、年間200万円上がるという状
況でありましたので、そういったことも含めて交渉をさせていただきました。しかしながらそ
ういう状況できた段階で回答が得られないという状況です。院長先生がどういうお考えか私も
はっきりそこまでは聞いておりませんが、交渉の中でそういう状況でありますのでここはやは
り、それぞれ自治体の病院の中で働き方は全然違いますので、東栄病院とよその市民病院が一
緒かどうかというとその判断は非常に難しいと思います。それから北設楽郡の中も他は診療所
でありますから、病床を持っていないという状況の中であります。ですからそういった状況の
中を勘案した時に、ここまでのところでなければ医師の確保が現在出来ないという状況は、皆
さんご承知のことだと思いますので今回こういう提案をさせていただき、さきほどお話をさせ
ていただいたように再度交渉にあたりたいと思いますのでお願いします。

（「議長、9番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、9番。

9番（伊藤紋次君）

また同じような質問になるわけでございますが、新しい院長とは話し合いとか契約かなんか
で額をこれから決めていく予定であるのかどうかその辺お聞きしたいと思います。

（「議長、町長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

はい、おっしゃるとおりでありましてついでに段階で契約といいますか、当然お願いするとい
う状況であります。常勤の2人につきましては職員採用という事で4月1日で採用させていた
だき、当然辞令交付をさせていただきますが、先生の場合は非常勤を選んだという状況であり
ますので当然今後そういう状況をあと1週間しかありませんので、その中でお願いをしていく
状況であります。

（「議長、9番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、9番。

9番（伊藤紋次君）

そういうことですので、向こうは200万円では納得いかないというふうにとっていいわけでございますね。それからもう1つ私も職業柄民間の病院等の監視等でかなり前ですけど回っておったわけですが、あまり院長で月額200万を超えるというのは、民間でもあまりなかったような記憶であるんですけどね。これは参考までに申し上げておきたいと思いますがね。

議長（伊藤芳孝君）

他よろしいですか。

（「議長、8番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、8番。

8番（柴田吉夫君）

要望といいますかお願いも含めて発言をさせていただきますが、この件が出たのが定例会本会議最終日ですので、それまでにやはり執行部側としてはお勤めを頂く先生方、院長職になるであろう方だと思うんですが、そういう方としっかり詰めの協議をしてきていただかないと我々聞く側としては「新城市民もこうですよ」「設楽もこうですよ」あるいは「豊根もこうですよ」ということで最高額200万円を上限に報酬審議会でも答申を頂いて、条例を出してきている。それが会期中にそれではダメだというようなことになって、簡単に50万値上げをして250万だということになると年収で3,000万くらいになると思うんですが、最終的には契約はどういう形で契約をされるのか他の先生方は、行政医療職の号給に合わせた金額で給与は支給されると思うんですけども、非常勤ということですから、契約期間はあると思うんですがそこら辺についておればいつまでもダラダラやっていくのか、上限250万円以内で例えば3年やっても5年やってもそれでやるよというような事なのか、いやいやそうじゃないよ、一応基本的には1年で再度再契約する時にはまた交渉事ですよというようなことであるのか、まあ将来のことも含めてその辺だけお聞きをしたいということと、今後こういうことが無いようにやはり他町村は他町村ですので、本町に見合ったものをしっかり協議をしたうえでこれは相手があることですので、協議をしていただいて条例案なり改正案をだしてくるというようなふうにしていただかないと、噂がたったりあるいは誤解を招いたりというようなことになりますので、その辺はお願いということにしておきますが、最初の契約関係についてはどのように処理をされるのかお伺いをしたいと思います。

（「議長、町長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

12月議会に民間から公設公営という形で提案をさせていただいて、給料はそういうことだったと思います。その時反対をされた方もおりますのであれですが、その状況の中で給料の状況を含めて調整をさせていただきました。先ほど8番議員さんが言われるように、簡単では無かったと私はそういうふうに思っております。先生方との交渉を順次してきましたし、それから院長という役目の中、それから他町村とは違う東栄病院が置かれる立場の中で、院長先生が直接夜勤を組み、100日それから60日という休日出勤もされ、現状も私たち当然理解しておりますし、非常に大変だったということも思っております。そういった状況の中でやはり他町村との状況が違う中で仕事をしていただいておりますので、私どもとしては公務員の医療職を

使いたいという状況でありました。従いましてそうすれば夜勤に対する実務の手当もその実績に基づいたお払いをできる状況でありましたが、院長先生の考え方としては今まで通りの仕事の仕方ということを出されました。ですからそういう状況の中で交渉していきましたが、やはり全体のことを考えた中で、これは丹羽院長先生が考えることかも知れませんが周りの事情を見ても本来は金額的にも少ないというような発言もされておりましたので、実績にそういう状況だったと思っております。従いまして今回そういう状況になりました。

契約は従いまして1年ということになろうと思っておりますが、1年後の中でまたどういう状況になるかは本当に分からない。病院の中の経営も分からない状況でありますので、多分1年というふうになると思っておりますが、しっかりこの辺のところも含めて交渉に努めたいというふうに思っておりますので、ぜひ今回この金額が妥当かどうかという状況は、答申の中ではそういう状況でありましたが、今回要求の中で一応上限でありますので、その中の範囲以内ではお願いをしたいと思っておりますので、その辺のところもご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

議長（伊藤芳孝君）

はい、よろしいですか。他いいですかね。

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

討論なしと認めます。これより議案第40号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第40号『東栄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について』の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第41号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第4、議案第41号『平成29年度東栄町一般会計補正予算（第12号）について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

議案第41号 平成29年度東栄町一般会計補正予算（第12号）について。平成29年度東栄町一般会計補正予算（第12号）案を別紙のとおり提出するものとする。平成30年3月26日提出、東栄町長 村上孝治。

平成29年度東栄町一般会計補正予算（第12号）。平成29年度東栄町一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。繰越明許費。第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第123条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経緯は、「第1表繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費 8款消防費 1項消防費 事業名 防災行政無線等基本構想作成業務委託料 金額2千円。

それでは、説明書の1ページをお開きください。今回の補正予算は防災行政無線等基本構想作成業務委託料について繰越明許させていただくものとなります。この委託につきましては、年度内の完了を見込んで進めてまいりましたが、採用を予定していた無線通信システムの方式について納品直前になって今後の継続運用は不透明なことが判明したため、再度別のシステムで検討することにしたため年度内の完了が見込まなくなったことにより、繰越をするものです。

以上で一般会計の説明を終了させていただきます。

議長（伊藤芳孝君）

議案第41号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「はい、5番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

事情のところで繰越というのは分かるんですけども、繰越の所の説明の別のシステムでということでは業者の関係、この背景としてはこの2千円という金額そのものが1つの前提になって折り合っていないのか、それとも金額とはまた別にシステムについて新たなシステムが必要だということなのか。それともう1つは、金額そのものが2千円というのは、例えば時給で言えば1人の人が2時間くらいでやるような仕事というふうに言ってもいいかもしれません。専門性から考えたらもっと時間がかからない仕事なのかもしれない。それは例えば消防庁が出しているような基本的構想をそのまま併用するというか移していると、または業者が持っている過去の実績から他の自治体の構想をそのまま持ってくるということなのか、さらに例えば以前あったような1円入札みたいな形で、これはこれで2千円でありますけど、その後について全体トータルとしては業者のほうは利益が出るからこれでいいと言ったのか、その辺はどういうふうな形なのでしょう。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

はい、まず今回の繰越になったところでありますが、金額的な問題ということではなっていないという事がまず1つ。説明させていただきますが、今回の基本構想の委託につきましては入札によってやっていたことで、こういった形で相差されて、実際の業務につきましては町内の無線の状況等も調査したり、山間地におけるやはり同法計と異動計、そして現在持っている東栄町のハードですね、イオンフラ。例えばこの今の北設情報システム、そういったことも踏まえながら検討し調査等もした中で最良の方式という形で検討を進めてまいりました。その中でその方式を採用しているところが外資系のところでありまして、ただ今の状況でこれがダメということではございませんが、実際のところは今後も保障ができるかどうかというところが、現在ちょっと不透明になってきたというところが急ぎょ出てきましたので、それで再度基本構想でございますので、この段階でもう一度見直しをしていきたいということで、今回工期を延長してやらしていただくと。それでこの次に設計に向けても最良のものにしていきたいという形でさせていただくものであります。先ほど申しましたが、内容につきましてはいろんな調査を含めさせていただき、この土地に見合ったものをお願いいただいた業務ということで、今後の設計とか運用についてはまた改めて入札等も含めて進めていきたいと考えておりますので、これで私どもはひとまず付きになってということでは考えていないという事でございます。

よろしく申し上げます。

議長（伊藤芳孝君）

はい、他よろしいですか。
（「議長、5番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

そうしますといわゆる今、外資系がということで、今後の見通しも含めてという事ですが業者も実際の工事含めた当初の予定より変更していくという意味なのか、それとも要するに東栄町の方でいくつか条件を出している、この基本構想なり防災行政無線をデジタル化するにあたって出している条件が、なかなか一般的ではなく個別性が高いと。だからそういう点では従来にあるような他の部分の計画をそのまま持ってくるよりも相当時間がかかると。先ほど山間地であるとか北設情報システムの問題等があるということで、そのどちらなんでしょうかね。いわゆる業者そのものを変えていく、それか業者はそのままなんだけど大変リクエストが多いから更にオリジナルなものを作っていくかなくてはいけない、そういった事情のあたりをもう少し説明をお願いします。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

先ほど言ったような事情がありましてもう1回見直すわけですが、業者そのものを変えると
いうわけではなくて、ここに至るまでいくつかの案を作っていたきながらその中でメリット
デメリットを検討しながら、まいってきました。そのうえで、最終的に考えた方式がよろしい
のではないかとということで来たわけですが、運用等の問題もありましてもう1度違う方式で、
業者の方からも提案がありましたので、そういった中で話し合いをしまして再度検討し直す
ということにしました。

（「議長、5番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

そうしますと当初町として予定している工程が少し遅れる、それはあんまり関係ないけども
前座の部分だから、当初予定しているような重要年度とか事業構想は遅れない、それはどうな
んですか。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

これで1年まるっきり伸びる訳ではありませんので、既に研究してきた中でのことで、もう
少し精査せにやいかんという事ができますので、今後も今の所スケジュールは予定通り行け
るんじゃないかなと思います。

議長（伊藤芳孝君）

はい、他はよろしいですか。
（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

討論なしと認めます。これより、議案第 41 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 41 号『平成 29 年度東栄町一般会計補正予算（第 12 号）について』の件は原案のとおり可決されました。

----- 閉 会 -----

議長（伊藤芳孝君）

以上で、本臨時会に上程されました案件は議了いたしました。
これをもちまして『平成 30 年第 2 回東栄町議会臨時会』を閉会いたします。

< 10 : 35 閉会 >

以上のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

東栄町議会議長

署名議員

署名議員
